

日本体育測定評価学会

会長，副会長，監事の選出に関する申し合わせ事項

（趣旨）

第1条 本学会の会則第10条により選出される会長，副会長，監事の選出にあたり，この申し合わせを定める。

（候補者の選出）

第2条 会長，監事の候補者の選出は，在任中の会長，副会長，理事長，副理事長，理事を含む7名の候補者選考委員会（以下「委員会」という）を構成し，それぞれの候補者を選出する。次期副会長は，次期会長が候補者を推挙する。

- 2 初回の委員会は理事長が招集する。初回の委員会において委員長を互選する。
- 3 委員会は，委員長が議長となり，以後の委員会を必要に応じ招集する。

（選出の方法）

第3条 委員会が選考した会長，副会長，監事の候補者は，理事会に報告されるものとする。

- 2 理事会は，委員会の報告を受け，それぞれの候補者について審議し，決定する。
- 3 理事会で決定した役員は，総会において承認を得なければならない。

付 則

- 1 この申し合わせは，平成17年度の役員改選から適用する。
- 2 この申し合わせは，平成15年5月10日から施行する。
- 3 この申し合わせは，平成22年6月23日から施行する。